

3月1日

議会運営検討協議会

午前10時00分開会

○ 一般傍聴の許可

【協議結果】

傍聴者を許可した。

(傍聴者入室)

1 検討課題の協議

(1) 地方自治法第180条に基づく市長の専決処分事項の見直し

【協議結果】

まちづくり局住宅管理課滞納・高額所得者対策担当課長から、資料に基づき、市営住宅使用料の滞納対策の現状と今後の対応について説明を受けた。

委員の意見の大半が専決事項とすることに賛成であるので、協議会としては市営住宅関係の訴えの提起や和解、調停を専決事項に追加することを決定した。正副座長でこれに係る規定の案を作成し、次回の協議会で協議することとした。

【まちづくり局滞納・高額所得者対策担当からの説明に対する質問及び答弁】

○澤村滞納・高額所得者対策担当課長 (資料により説明)

○織田委員 課題が二つあるとのことだが、これらを専決処分とした場合は、どうなるのか。やはり議会の審議にかけることになるのか。

○澤村滞納・高額所得者対策担当課長 訴訟中の和解については、例えば訴訟中に滞納者の方から和解をしたいといった場合に、当然和解をするに際しては滞納している金額を全額、あるいはそれなりの額をお支払いいただき残りについては分割なりといった和解になると思われるが、これについて問題なしということが判断できれば、議会のほうに諮らず、そのまま市長決裁を経て和解とすることが可能である。

2点目の即決和解の中断についても、即決和解について議会に審議いただくことが省けるので、滞納者と川崎市が即決和解とすることで合意が得られるのであれば、すぐ市長決裁を経て簡易裁判所に持ち込むことができ、その間に新たな滞納が発生するという危険性は、大分少なくなるのではないかと考えている。

○織田委員 川崎市営住宅等明渡請求審査会の開催回数が年4回となっているが、これは

議会の開催回数に連動していると考えてよいか。

○澤村滞納・高額所得者対策担当課長 おっしゃるとおりである。

○織田委員 議決の対象から外した場合には、審査会の運営の仕方も変わってくると理解してよいか。

○澤村滞納・高額所得者対策担当課長 ある程度件数がまとまった段階で審査会にかけていかなければならないが、現時点の推計では、年4回の開催回数を年6回程度にできるのではないかと考えている。また、例えば迷惑行為者がいるといった特に急を要する場合には、随時、すぐ関係者を集めて審査会を開くといった手続きも可能となるので、これまで年間80件程度であった処理件数は、ふえるのではないかと考えている。

○井口委員 滞納者の解消に約8年かかるということであるが、その内容はどのようなことであるのか。

○澤村滞納・高額所得者対策担当課長 長期滞納者については、これまでの法的措置が必要な者がおおよそ300人、そのほかに毎年毎年新たに発生する新規の法的措置が必要な滞納者をおおよそ40人と想定している。これらについて明渡しや和解の手続きを年間80件進めていくとした場合に、全体の滞納者の解消に要する期間を8年間としたものである。

○井口委員 新規の40人が発生しなくなることの根拠は、どのようなものか。

○澤村滞納・高額所得者対策担当課長 毎年40人ずつ発生したとしても、明渡請求や和解の議案を年間80件程度提出できるので、その40人も少しずつ減っていくと考えている。

○井口委員 病気であるとか特別な事情がある者には明渡請求を提起しないようにしているとのことであるが、こういった人を除きたいいわゆる悪質滞納者も解消できると考えているのか。

○澤村滞納・高額所得者対策担当課長 毎年80人ずつ議案を提出するので、計算上では限りなくゼロに近づくことになるが、最終的に本当にゼロになるのは難しいのかなとは考えている。

○井口委員 年間の処理件数をふやせば期間を短縮できると理解してよいか。

○澤村滞納・高額所得者対策担当課長 おっしゃるとおりである。

○井口委員 明渡請求の判決が出た後、滞納者は住宅から出て行っているのか。また出て行った先は把握しているのか。

○澤村滞納・高額所得者対策担当課長 訴えの提起の後、自主的に出て行く方もいる。判決が出て出て行かない方については、強制執行を必ず行っているので、現在、出て行かない方はいない。出て行った後も滞納債権そのものは残っているので、徴収手続きのため弁護士を介して連絡は取り合っているが、大概は民間のアパートや親族のところに移っていることが多い。ただし、なかには住民票を市営住宅に残したままなくなってしまう方もいるので、そういう方は把握しきれない。

○浜田委員 訴訟中の和解については課題とされており、現在行っていないということだが、これについては判決まで行うということであるのか。その場合は、市側が勝訴することになると思うが、その後、強制執行となった段階で本人から使用料支払の申し入れがあったときは、改めて和解をして住み続けることが可能なのか。

○澤村滞納・高額所得者対策担当課長 必ず判決を受けているが、基本的には裁判を行い強制執行の段階までいってしまった場合には、市と使用者との信頼関係が全く破綻してしまっていると考えているので、このような事例では後戻りしていない。

○月本委員 明渡請求訴訟において、仮に本市が敗訴した場合のリスクはどういったものか。

○澤村滞納・高額所得者対策担当課長 議会で御審議いただき、かつ我々も慎重に行っているので、現在まで一度も敗訴はない。通常の裁判であれば、市が負けたときには何らかの権利義務が発生したり、財政上の支出が発生したりすることなども想定されるが、市営住宅の明渡訴訟や和解については、訴訟の前における明渡請求書の送付時点で契約の解除も同時になされるため、仮に裁判で負けたとしても、このような心配は一切ないものと考えている。

【主な意見】

○尾作委員 まちづくり局の対応は、法や要綱、基準等を遵守して、定型的に行われており、低所得者等の居住の安定についても十分に配慮がされている。市営住宅の滞納管理は定型的に行われており、その基準が適切である以上、個別の議案については、議会としてチェックし判断する必要はないと思われる。市営住宅の滞納管理全般については、今後とも議会としてチェックする必要があると思うが、個別の議案については、専決事項として市長に委ねることとしてよいのではないか。

○浜田委員 手続きを早く進め処理を早くすることとすれば、通知の送付時などにおいて

本人の自覚も早まり、早期の立ち直りのきっかけになるので、本人のためにも専決事項に含めていいと思う。

○織田委員 専決事項に追加すると、現在課題とされている訴訟中の和解や即決和解手続の中断が可能となるメリットがあることが確認できた。いずれにしても要綱等に基づき定型的に手続きが行われているので、こういうことも含めて、訴えの提起や、和解・調停を専決処分事項にしてよいと思う。

○井口委員 一般論としては、議会の権限を市長に譲ることは慎重であるべきと思う。市営住宅の件については、要綱等に基づき手続きが行われているとはいえ、なぜ滞納するに至ったのか、生活困窮者を追い出しているのかどうかを慎重に審議する必要がある、議会の関与は必要と考える。市側も、議会で審査されるので慎重に手続きが行われるということであった。当面300人くらい滞納者が残っていて、年間80件議案を提出して処理していくということであるので、今後3年程度経過すれば、議案件数も大分少なくなると思われる。いずれにしても、悪質事例であるかどうかということを見きわめるには慎重な審議が必要であり、専決事項とするには慎重な判断が必要と考える。

しかし、訴訟中の和解や即決和解手続きの中断といった課題があることは理解できるので悩ましい問題であるが、団長ともきょうのところは慎重にということで相談してきた。したがって、現時点では賛成とは言いにくい。きょう結論を出すのであれば、このような意見があったことを付記してもらいたい。

○石田（康）座長 摘録も作成するので井口委員の発言は残ることになる。

○月本委員 訴えを提起する前にいろいろな手続きをきちんと踏んでいることや、仮に市が敗訴した場合のリスクを考えた場合でも、本市に新たな権利義務や財政上の負担が生ずるわけではないということであるので、早急に専決処分事項に加えるべきと考える。

○尾作委員 議会の関与がなくなるという危険性の話があったが、あくまでも市営住宅の訴えの提起や和解の事項については、ある意味議会に権限がなく、これまでも行われてきたものであり、議案にせずとも滞納債権全体の管理に関する意見や内容の確認については代表質問や一般質問等で十分議論が可能であると思うので、わざわざ議案として取り上げるまでもなく、議会としてのチェックは担保できると考える。この点も付記してもらいたい。

○井口委員 訴えの提起の議案を審査するという事は、まさにその中身を議会で議論するという事だと思ふ。議案の数が多いので、まちづくり委員会であまり議論されていな

いのかもしれないし、個人情報の観点から議会での議論はしづらいとは思いますが、過去まちづくり委員会に所属して審査したときに、この人には子どもがいないのか、あるいは病気ではないのかと1件1件詳細に質疑をしたいと思ったことはあったが、個人情報の点でどうかと思ったので行わなかった。しかし、本来は、そのために議決をするのだと思うし、個別の内容を議論することが議会の関与であり、本当に追い出しても大丈夫なのか、訴えてもいいのかどうかを議会として判断するために議決事項になっているのだと改めて思う。そう思えば、本来のあり方としては、当然議会で議論すべきものだと思うので、滞納対策の問題とは別の問題だと考えていることは申し上げたいと思う。

○石田（康）座長 確かにまちづくり委員会に付議され審査されるわけであるが、現状ほとんど質疑がないということである。ただし、滞納管理全般については議会として関与して、しっかりと議会の意見を入れていかなければならないが、市政一般として代表質問などで質問は可能である。そういった点で議会の関与は残しつつ、各委員の意見を伺うと、市営住宅の訴えの提起、和解については、おおむね専決処分事項に追加していくべきではないかとの意見が大半であるので、そのようにまとめさせていただきたいと思うが、いかがか。

（ 異議なし ）

○石田（康）座長 それでは、そのようにさせていただく。

1点確認だが、この決定に伴い、「市長の専決事項の指定について」に、住宅関係の訴えの提起と和解、調停の項目を追加することになる。また、現行の第1項は、目的物の価格が1件100万円以下の和解及び調停とされており、市営住宅関係の和解、調停をただし書きなりでここから除外しないとこれまでの議論が成り立たなくなるので、そのようにさせていただくことを確認させていただくとともに、次回の協議会において正副で案をお示しさせていただき、皆さんに御確認をいただく手続きを取りたいと思うが、よろしいか。

○尾作委員 この検討協議会で、そこまで行うのか。協議会は方向性を示して、協議会の報告に基づいて議運で検討してもらうことでもいいのではないか。

○石田（康）座長 具体的な内容まで取りまとめた上で、協議会の結論として議運に送りたい。

○花輪議会運営委員会副委員長 最終的な決定はもちろん議運で行うが、座長から話があったように、できればこのような方向性であるとか、このような意見があったというのではなく、正副で案を考えていただき極力協議会としてまとまった具体的な形をお願いでき

ればと思う。

○織田委員 ケース・バイ・ケースであると思う。今回は議論がまとまったが、必ずそうなるとは限らない。座長の配慮でたたき台のようなものを示すということではいいか。

○井口委員 異論があると言っている立場からすると、あまりにもまとまったものが出されるのは困る面もある。

○花輪議会運営委員会副委員長 たたき台でいいと思っている。ケース・バイ・ケースではあるが、この件は協議会でここまで議論していただいているので、より具体的な報告をいただければと思う。

○石田（康）座長 花輪副委員長からも御発言いただいたが、本件については「市長の専決事項の指定について」の改正を伴うため、この規定をどのようにするかの確認は必須の事項と考える。したがって、その内容を正副の案として皆さんに提示させていただき、御同意いただけたら議運に送るという手続きを取らせていただきたいので、御理解願いたい。

(2) 予特委員会の常設化等の検討

【協議結果】

本件について検討を行い、次回継続して検討することとした。

【主な意見】

○織田委員 本市では、フロンティアプランとこれに基づく実行計画がつくられ、これののった課題は粛々と進むことになり、これらの課題に対しては議会側で追加、修正といった関与が難しい現状にあると感じている。予算審査では賛否のみの参画であり、特に一般会計は一つの議案で提案されるので、現実問題として部分的な修正も行いづらい。予算ができていく過程に議会、議員がどのように関与していくのかといったことを考えると、予算と決算をしっかりと連動させて、その中で予算委員会の権能を常態化させて次年度の政策と現時点の政策に対するチェックを行うようにするなど、議会がしっかりと関与していく仕組みが必要と痛感している。そのひとつのスキームとして予算委員会の常設化が手段だと思っており、具体的な所属や構成、全体会を設置するかといった議論はしっかりしていく必要があると思うが、議会の政策決定への関与といった視点から、予算の提出権は市

長にあるとしても、予算委員会の常設化が必要と思う。

○尾作委員 議会側には予算の提出権限がないので、二元代表制の中で提出前の予算に対して議会がどの程度関与できるのか、具体的に調べた方がいいかと思う。議員は予算に対しては関心を示すが、決算には関心を示さない印象がある。会社では決算が重視されるが、議会での決算の質問を聞くと、ほとんどが一般質問のようで、予算要望までしている現状である。予算のあり方、決算のあり方を含めて考えていく必要があると思う。

○浜田委員 一委員会制は、一般会計、特別会計、企業会計のすべてを対象として質問できるメリットがある。しかし、他都市の例では、分科会方式としているところでも総括質疑を行っているところが多く、分科会方式にすれば、総括質疑で全体の質問を行い、更に分科会でより充実した質問ができることになると思う。

また、一委員会制では60人全員で4日間開催されるため、効率性の面でデメリットがあると思う。分科会方式にすれば、初日は全体で総括質疑を行ったとしても、残り3日間は2分科会を同時に進行できるので、現行と同じ1人30分にしたとしても3時くらいには終了できると思われ、こういった点では、より効率的にかつ多くの質問ができるのではないかと思う。

○尾作委員 予算委員会を通年として何でもありとしてしまうと、横断しての質問が可能となるので、各常任委員会の存在意義がよく分からなくなってしまう。予算委員会の所管と各常任委員会の所管をきっちり明確にした上での検討が必要ではないか。

○月本委員 質問の分野を一括して委員会を実施すると、各委員で重複する質問が多くなるが、議員は市全体の予算を見る必要もありつつ地域の代表としての要素もあるので、全員で行う部分はどこかしら残すべきと思うものの、分科会のような形として議論をしっかりと行い、予算策定過程に参画できるようにすべきと考えており、その点から予算委員会の常設化は必要と思う。

○井口委員 市議会は、その時々議員の考え方や会派の大小によって考え方が変わってくるので、そもそも論が大切と思っている。決算での審議が予算へちゃんと反映されるかが大事であり、もっと決算を重要視して充実した審議をすることにより対応すべきだと思う。その点、我々にも反省すべき点があるのかもしれないが、決特のあり方について反省すべき点があるのなら、ちゃんとした決特を行うべきではないかと思う。

同時に、現行の予算審査は、少数会派や無所属議員に配慮された方式であり、これを分科会にしたり常設化によって少人数になると、その配慮に欠けてしまうと思われる。また、

常任委員会での審査とするのも筋が違うと思う。全員構成による現行の審査は評価できる方式であり、予算全体に対する議論が保障されることが大前提と考える。

一方で、予算が発表されてすぐに代表質問となり、その翌々日から4日間連続の予特となるのは、準備しきれずスケジュール的に厳しい。予算の発表が遅いようにも思われるので、その点、改善が必要ではないか。

また、予算編成への関与については、あくまでも提案権は市長にあり、決算審査や一般質問、各常任委員会における議員からの意見を踏まえ、その集約として市長が予算を提案するものであり、その流れを議員も理事者も理解して行っているのか、その反映状況の確認は必要であるが、議員の意見反映が何もない中で予算が提案されることはおかしいと思う。

○尾作委員 予算ができる前に予算委員会を開くとすると、要望合戦になってしまい大変だと思う。ある程度のたたき台ができた時点で委員会を開かないと、意味がないのではないかと思う。

○織田委員 要望合戦になってしまうかもしれないが、傍聴も入り、議事録も作成されるので、その内容は客観的に判断されることになり、議会や議員の質が問われるのではないか。理事者と話していて、予算が固まらなると説明できないと言われることが多い。サマーレビューやオータムレビュー、具体的な予算要求のタイミングなど、議会の権能としてどの程度関与できるのか整理は必要と思う。

○浜田委員 常設化したほうが、オータムレビューなどの段階で意見が言えることになると思う。現状でも一般質問などで取り上げたことが、いずれは予算に反映されることになるし、会派や区議団から予算要望もしているが、常設化したほうがこうしたことがよりスムーズになると思う。

○尾作委員 心配することは、予算要望は歳出に対するものであり、歳入が固まらなるとそのバランスが取れないことがある。また、いまの政権のように12月になって交付金のあり方が変わってしまうことなどもあり得る。そういうことを踏まえると、途中段階のサマーレビューやオータムレビューでの要望は一方的な歳出の要望であるので、全体を見渡した審査がどこまでできるのか。

○月本委員 サマーレビューやオータムレビューにおいて、半年以上かけて議会として予算のプライオリティーを付けていくことが重要である。予算編成の議論に参画していくべきであると考えてるので、常設的な形で進めていくことがよいと思う。

○井口委員 本日に議会が予算について物申すのであれば、組替え動議や修正案の提出を
試みてはどうか。現行でもこれらは可能であり、こういったことを行うことによって予
算審議のあり方を変えていける。その上で、更にすることがあるのであれば、これに加え
て実行すればいいと思う。予算委員会の仕組みを変えただけでは、議会の権能は高まらな
いのではないか。予算委員会のあり方とすれば常設化などもあるかと思うが、現状のまま
でも行えると思うし、ほかにもできることがあると思う。

○石田（康）座長 それぞれ御意見をいただいたが、現行の一委員会制から変えるべき点
や課題があるとの御意見も多かったように思われる。予特の開催時期が3月であるので議
会の意見が反映しづらいことや、議案書の提案から審議までの期間が少ないことなどのデ
メリットが挙げられた。これからは、このデメリットをどのようにメリットに変えていく
かについて議論をお願いしたいと思うが、まずは会議のスタイルをどのように変えていく
か御意見を伺いたい。

○浜田委員 これまでの歴史の積み重ねもあるので、激変させることはいかがかと思うし、
これまで行われてきた配慮も継続することが必要と思う。また、他都市の例を見ると日数
が長く設定されている。これらのことを考えると、全員参加での総括質疑は必要であるし、
分科会方式とするのであれば、開催日は4日間連続ではなく、例えば隔日の開催とするこ
とも考えられる。その場合、委員会は3時ごろに終了すると思われるので、翌日までの時
間も取ることができる。日程にゆとりを持って委員会を開催することができるので、デメ
リットをメリットに変えることができるのではないか。

○尾作委員 全員構成のメリットは理解できるが、細かい委員会に分けることにはメリッ
トが感じられない。また、あまりに大きな変革は対応に困難な面もある。12月議会を早
めに開会できるのならば、3日間くらい日程を設けて、予算の骨格を見られる機会があっ
てもよいのではないか。「予算について」という冊子が2月に出されているが、今回の議
案でも減債基金からの借入や介護保険料安定基金の取り崩しなどがあるにもかかわらず、
これらは積み上がった形で出されている。3月で取り崩すものが、なぜ2月では積み上が
っているのか、理事者側のやることが理解できないのであるが、そういった点からもきち
んと見ることができる機会があってもいい。その上で軌道に乗れば、通年化や別枠の予算
委員会の設置といったことを議論してもよいのではないかと思う。

○沼沢副座長 他都市を見ても分科会又は委員会でも審議した上で総括質疑を行っており、
形としては川崎でやっていることと変わらないと思われる。したがって、現状の方式をベ

ースとして、常設化も含めて12月議会の日程や、代質の後、中1日の日程での予特の開
催の見直しなどの日程に関する協議のほうがむしろ重要になるのではないかと思う。

○月本委員 委員会付託方式も含めて分科会方式などで議論を深めていくのがいいと思う。
全体で行ういまのスタイルは残しつつ、2月までは分科会への付託により議論を進めてい
ければと思っている。

○織田委員 予算委員会に緊張感を持たせるのであれば、少人数がよいと思う。そういう
意味では、例えば委員会へ付託して所属委員で委員会の所管ごとに審査することや、常任
委員会とは別の委員構成により分科会で審査することなどが考えられるが、少数会派への
配慮は当然の前提であるので、全員構成による総括質疑は必要であり絶対に残すべきであ
る。また、個別の政策テーマを少人数で議論して、その中で予算についての議論もできれ
ばかなり変わってくると思うので、款別予算の審査を分科会のような形式で審議するの
がよいと思う。いずれにしても、通年化や常任委員会など議会全体のあり方につながって
くる話だと思う。

○井口委員 常任委員会への付託には反対である。常任委員会を渡り歩けるわけでもない
ので、行政全体を見る観点からするといかななものか。また、分科会とすることについて
は、きちんと質疑時間を確保して議論することがそもそも大事なことと思う。緊張感につ
いては、現状でも緊張感を持って行えばいいことである。基本的には大きく変えない中で、
現状でいかに予算をきちんと審査するかが議論の対象になるものと思う。

○織田委員 議員各位の専門分野や興味関心を持っていることなどを踏まえて機動的な委
員会メンバーの交代があってもよいと思っており、この点は、またいずれ議論できればと
思っている。

○尾作委員 現状では、常任委員会での質疑時間に制限がないので、少人数での分科会と
なった場合には一人の議員が長時間質問すると運営に支障が出るため時間制限を設けなけ
ればならない。また、一部の議員による委員会構成とすると、議員間の共通認識とならな
いことや一部の議員のみの負担となり問題があると思うので、少人数化については慎重に
考える。

○浜田委員 激変としない意味からも、質疑については1人30分という目安を継続すべ
きではないかと思う。また、委員会であるので、議長や副議長も質疑をしてもいいのでは
ないか。

2 その他

【次回検討項目】

- 次回から、新たに「請願・陳情の審査等の取扱いに関するあり方」について議論することを決定した。
-

【次回会議日程】

- 平成24年3月23日（金）午前10時に開催することに決定した。
午前11時52分閉会